

令和8年度 鱒ヶ沢町公募制補助金

まちづくり応援補助金の 応募受付が始まります

We Love あじがさわ につながる活動を応援します！

元気で活発な地域づくりには、皆さまが主体となって取り組む活動が必要です。まちづくり応援補助金は、町を愛し、元気で住み良いまちにするために各団体が自主的に取り組む活動に対して、町が交付している補助金です。

興味のある団体は下記要項をご覧のうえお申し込みください。

町ホームページからもご覧いただけます。

※この補助金制度は、令和8年度予算の範囲内で実施することが前提となっています。

申・問企画観光課 企画振興班 ☎82-0922



《 募集要項 》

- 1 **対象事業** 令和8年度内に実施を予定する事業が、下記に該当すると認められる事業であること
 ▼『公益性』（※その事業が個人だけでなく広く社会一般のためになること）
 ▼『発展性』（※その事業が継続すること、または発展させる考えがあること）
- 2 **対象分野** 農業・漁業振興、観光・商工振興、移住定住、学校教育、社会教育、芸術・文化・スポーツ、防災・防犯、福祉、子育て、環境問題など、愛する町を元気に、そして住み良い町にするための事業を対象とします。
- 3 **対象団体** 鱒ヶ沢町に拠点を置き、**町内で活動する団体**
 ※法人格の有無は問いませんが、複数名で活動している団体であること。営利目的の事業は不可
- 4 **補助金額** 活動内容で適当と認められた経費の10/10以内で、**上限額は30万円**
- 5 **事業期間** 交付決定通知後（4月頃）から翌年2月末まで
 （※実績報告等は年度内中の提出と事務処理を終える必要があります）
- 6 **審査方法** ①事業内容が「**有益か**」と ②収支予算が「**適正か**」を、町民等で構成する町補助金審査委員会で聞き取り審査をして決定します。
- 7 **募集期間** 令和8年1月5日（月）～2月6日（金）[期限厳守]
- 8 **提出方法** 応募書類（公募制補助金事業計画書）を企画観光課へ提出してください。
 ※受付担当課（企画観光課）の事前確認を必須とします。
 ※計画書の提出及び郵送は、書類の事前確認後となります。
 ※最新の様式を使用してください。（様式は役場2階企画観光課窓口、町ホームページから取得可能です。）
- 9 **今後のスケジュール案**
 ①応募内容をまとめ、審査員の書類審査、ヒアリング実施 → ②ヒアリング内容を精査し、内示額を通知
 → ③内示金額で各団体が交付申請書を町に提出 → ④町からの交付決定通知で事業開始 → ⑤翌年2月末までに事業を完了し、実績報告を町に提出 → ⑥書類が適正と認められたら入金手続きへ



※次ページにも大切なことが書かれています



★補助金応募時の注意点とポイント！ ～ 必ずご確認ください ～

■補助金応募時の注意点とポイントが変更になっている箇所がありますのでご注意ください。

応募前に受付担当である企画観光課(企画振興班)の事前確認を必須とします。

その時点で個々の営利目的と判断された場合、応募はできません。

- ▼応募団体及び事業関係課の事業計画の情報共有等を目的として、企画観光課が受付後、事業計画に関連する関係課に意見照会を行います。※新規に書類の提出を求めるものではありません。
- ▼対象団体に法人格の有無は問いませんが、個人事業主・一人法人は複数名で活動している団体とは認められません。複数の個人事業主や法人等で任意団体を設立して事業計画を提出することが望ましいです。
- ▼基本的には、同一団体による同一事業は、通算3か年、までとしています。これは、新たに応募する団体を広く受け入れるため、またその事業の3年間の実績から独立的継続性を推進するためです。
なお、4か年目以降の応募も受付しますが、継続して実施していくべき事業と認められない場合は不採択になりますので、ご理解のうえ応募ください。
- ▼応募をする際、なぜその事業が必要なのか ⇒何を實現したいのかといった、理由と達成すべき目的を明確に示してください。
- ▼応募の際は見積書の添付や詳細な経費内訳は必須です。また、審査で認められた経費以外に補助金を使用することはできません。
- ▼審査員のヒアリングでは、弁当代(スタッフ分含む)や茶菓子代などの食糧費やイベント開催に伴う傷害保険経費などの一部が補助対象外になった実例があります。応募の際、それらの経費は内容精査の上、一部を自主(自己負担)経費に計上することをご検討ください。(※全てが対象外という訳ではありません)
- ▼同事業継続で応募する団体は、ヒアリング対象となった際に令和7年度事業の実績報告(概要)をしていただく場合があります。

~~~~ 事業計画の主が備品購入の団体の皆さまへ ~~~~

事業計画の主な内容が備品購入となっているものが見受けられます。

本補助金はソフト事業での活用が望ましいものですが、ハード事業(備品等)で活用予定の場合は、備品購入の結果により、どんなまちづくり活動ができるか年間計画を示してください。

- ▼備品購入が主な事業となるもの、金額の大きい備品を購入する場合、事業計画内容(別紙1)に購入理由も記載してください(ヒアリングで説明していただく場合があります)。
また、備品を購入予定の場合、見積書もしくは見積書に代わるものは必ず添付してください。
- ▼備品購入で応募される団体は、備品購入後も3年以上は事業継続する長期的なビジョンがあることが前提で、継続性が明確でない場合は対象外となります。応募の際、年間計画、購入理由のほか、事業内容を詳しく記載していただくとわかりやすいです。
- ▼営利団体が購入する備品への補助には一定の上限を設けます。

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。企画観光課企画振興班へお問い合わせください。

— 令和7年度まちづくり応援補助金活用団体 —

- | | | |
|---------------------|--------------|--------------|
| ・ AsoBidoa | ・ なるさわキッズクラブ | ・ 鱒ヶ沢三味線クラブ |
| ・ (株)SATO FARM | ・ 西海自然塾 | ・ かかしの里安全活動隊 |
| ・ あじがさわアスリートクラブ | ・ 赤石まちづくり委員会 | ・ 赤石清流会 |
| ・ 農産物直売所「あじ・彩・感」倶楽部 | ・ 長平町内会 | ・ (株)CONVEY |
| ・ 赤石水産漁協女性部 | ・ 鱒花会 | |